

宮津市公報

令和5年5月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

67 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 (新宮自治会)	1
68 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 (山中自治会)	1
69 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 (小字獅子区)	1
70 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 (獅子自治会)	2
71 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 (つつじが丘自治会)	2
72 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 (由良宮本自治会)	2
73 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 (鶴賀自治会)	3
74 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 (中村自治会)	3
75 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 (小田七区)	3
76 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 (矢原自治会)	3
77 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 (小寺自治会)	4
78 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 (脇自治会)	4
79 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 (波路自治会)	4
80 宮津市議会臨時会の招集	5
81 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 (由良脇自治会)	5

公 告

11 宮津市総務部総務課人材派遣委託業務の条件付一般競争入札	5
12 農用地利用集積計画の縦覧	8
13 農用地利用集積計画の縦覧	8
14 宮津市エネルギー構造高度化調査・設計業務委託受託者の公募型プロポーザル	9

水 道 事 業

《上下水道告示》

4 宮津市指定給水装置工事事業者の指定	12
---------------------------	----

教 育 委 員 会

《告 示》

9 宮津市教育委員会定例会の招集	12
------------------------	----

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

17 京都府議会議員選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	13
18 京都府議会議員選挙における開票時刻の繰上げ	13
19 令和4年度選挙人名簿閲覧状況	14
20 令和4年度在外選挙人名簿抄本閲覧状況	14

農 業 委 員 会

《告 示》

6 宮津市農業委員会定例総会の招集	14
-------------------------	----

告 示

宮津市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 新宮自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 本 田 賢 次
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和5年4月7日

宮津市長 城 崎 雅 文

— * * * —

宮津市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成26年4月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 山中自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 稲 岡 義 孝
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和5年4月7日

宮津市長 城 崎 雅 文

— * * * —

宮津市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年3月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 吉 岡 薫
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和5年4月7日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年8月7日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 獅子自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 吉岡 薫
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和5年4月7日

宮津市長 城崎 雅文

————— * * * —————

宮津市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成25年9月2日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 つつじが丘自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 西原 秀和
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和5年4月7日

宮津市長 城崎 雅文

————— * * * —————

宮津市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成21年3月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良宮本自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 由利 昭弘
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和5年4月11日

宮津市長 城崎 雅文

————— * * * —————

宮津市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年10月13日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 鶴賀自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 奥 野 明 彦
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和5年4月12日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年12月8日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中村自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 山 口 義 裕
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和5年4月12日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和3年4月23日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小田七区
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 粉 川 賢 次
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和5年4月12日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和3年5月20日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 矢原自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 市田正美
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和5年4月12日

宮津市長 城崎雅文

宮津市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年3月16日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小寺自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 河島善行
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和5年4月12日

宮津市長 城崎雅文

宮津市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和5年3月2日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 脇自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 塚原博行
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和5年4月12日

宮津市長 城崎雅文

宮津市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成13年4月1日付けで認可を

受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 波路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 杉谷 浩一
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和5年4月19日

宮津市長 城崎 雅文

宮津市告示第80号

令和5年第2回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。
令和5年4月21日

宮津市長 城崎 雅文

- 1 期 日 令和5年4月28日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂
- 3 付議事件
(1) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市市税条例の一部を改正する条例）
(2) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
(3) 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度宮津市一般会計補正予算（第11号））
(4) 令和5年度宮津市一般会計補正予算（第1号）

宮津市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年5月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良脇自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 磯田 淳一
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和5年4月12日

宮津市長 城崎 雅文

公 告

宮津市公告第11号

条件付一般競争入札の実施について

宮津市総務部総務課人材派遣委託業務の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により、次のとおり公告する。
令和5年4月12日

宮津市長 城崎雅文

本入札は、郵便入札によって実施する。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 宮津市総務部総務課人材派遣委託業務
- (2) 業務の仕様等 別添「宮津市総務部総務課人材派遣委託業務にかかる仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

- 担当部署 宮津市総務部総務課（情報推進係）
宮津市役所本館3階
- 郵便番号 626-8501
- 所在地 京都府宮津市字柳縄手345番地の1
- 電話番号 0772-45-1602
- FAX番号 0772-25-1691
- E-mail soumu@city.miyazu.kyoto.jp

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たし、かつ、下記6の入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加できる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、国又は地方公共団体の入札参加資格の停止（以下「入札資格停止」という。）の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与しているものを含む。）が、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（労働者派遣法）に定める労働者派遣事業者の許可を受けていること。
- (6) 優良派遣事業者認定制度における優良派遣事業者として認定を受けていること。
- (7) 仕様書「8. 業務の履行等(3)業務従事者の条件に関する事項」に合致する人物が複数人いること。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 仕様書「8. 業務の履行等(3)業務従事者の条件に関する事項」に合致する人物が複数人いることの申告書（様式2）
- (3) 添付資料
 - ア 登記事項証明書（履歴事項証明書） 発行後3か月以内のもの（写し可）
 - イ 市区町村納税証明書（滞納のないことの証明書）発行後3か月以内のもの（写し可）（本社から委任する場合は、当該委任先の所在地の市区町村で発行されたもの）

5 入札手続等

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間

令和5年4月12日（水）から令和5年4月28日（金）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(2) 仕様書等の閲覧期間

令和5年4月12日（水）から令和5年4月28日（金）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

閲覧場所 2に示す担当部署に同じ

※仕様書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

令和5年4月12日（水）から令和5年4月28日（金）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

ただし、提出方法は郵送とし、令和5年4月28日（金）の午後4時までに2に示す担当部署へ必着とすること。

(4) 質問の受付

仕様書等に関する質問

令和5年4月28日（金）まで

ただし、郵送の場合は令和5年4月28日（金）の午後4時までに必着とする。

(5) 回答の閲覧

仕様書等に関する回答

令和5年5月1日（月）に宮津市ホームページに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

(6) 入札書の提出方法

ア 入札参加者は、入札書とその内訳を記載した内訳書を2に示す担当部署へ提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

イ 入札書を送付するときは、封筒の表側に「入札書在中」と明示するとともに、業務名、入札日及び入札参加者の住所、名称及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）を記載して、封印するものとする。

ウ 入札書を封印した封筒は、送付用の封筒に入れて、一般書留、簡易書留、又は特定記録郵便で送付するものとする。宛名は2に示す担当部署とし、表側に「入札書在中」と明示するとともに、業務名、入札日並びに入札参加者の住所、名称及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）を記載するものとする。

(7) 入札書の提出期限

令和5年5月15日（月）の午後4時までに必着とする。

(8) 入札日及び場所

令和5年5月16日（火）午前10時

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該業務の入札に参加することができないこととする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

(1) 入札は、郵便入札によって行い、執行回数は3回以内とする。

- (2) 再入札となる場合には、日時及び場所、入札書の送付先及び提出期限その他必要事項を別途通知する。
- (3) 入札金額は「円止め」とする。
- (4) 入札書には、期間における委託料の総額及び総額を9で除した額（月額）を記載すること。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。
- ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。
 - ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。
 - エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。
 - オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。
 - カ 入札書が提出期限までに到達しなかったとき。
 - キ 持参、普通郵便等の5の(6)に示す提出方法によらない方法で入札書が提出されたとき。
 - ク その他入札条件に違反したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金については免除とする。

11 その他

その他については、宮津市財務規則、「宮津市郵便入札実施要領」及び「郵便入札に関する注意事項」の規定に示すとおりとする。

— * * * —

宮津市公告第12号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和5年度農用地利用集積計画（令和5年4月3日付け宮農委第1号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和5年4月15日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和5年4月15日
至 令和5年5月9日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

— * * * —

宮津市公告第13号

改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和5年度農用地利用集積計画（令和5年4月3日付け宮農委第1号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和5年4月21日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和5年4月21日

至 令和5年5月15日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

— * * * —

宮津市公告第14号

宮津市エネルギー構造高度化調査・設計業務委託受託者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告する。

令和5年4月26日

宮津市長 城崎雅文

1 業務の目的

日本三景「天橋立」に象徴される豊かな自然と優れた歴史、文化に恵まれた宮津市において、地域に賦存する再生可能エネルギーを最大限活用し、地域経済の活性化や地域の豊かな暮らしに繋げるプロジェクトを構築し、脱炭素社会に向けた再生可能エネルギー等の普及・啓発に資する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 宮津市エネルギー構造高度化調査・設計業務
- (2) 業務内容 別紙1「宮津市エネルギー構造高度化調査・設計業務委託仕様書（企画提案用）」（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年3月15日まで
- (4) 予算概要 委託料の上限額 52,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
提案見積金額は、この上限を超えてはならない。
この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。
- (5) 契約保証金 免除

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5年4月1日現在において、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ、納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税並びに市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 国、都道府県及び市町村の発注による、同種業務又は類似業務を誠実に履行（施行中を含む。）していること。

※(1)から(4)については、連携協力企業等（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

4 参加申込書の手続等

本プロポーザルの資格審査を受けようとする者は、次のとおり必要な書類等を期限までに提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式1）
 - イ 会社概要関係書類（様式2）※パンフレット等があれば添付すること。
 - ウ 業務実績調書（様式3）※業務実績を補足する資料（契約書、成果品等）を添付すること。
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和5年5月10日（水）午後5時まで
- (4) 提出場所 「13問合せ先」のとおりに

- (5) 提出方法 持参又は郵送によること(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)
- (6) 参加資格の確認等
3に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、その可否について参加資格審査通知書を発送する。なお、参加資格を満たしていると判断した者には、本市が令和3年度に実施した「宮津市再生可能エネルギー普及・活用調査業務報告書」のうち、本プロポーザルに該当する箇所の電子データを電子メールにて送信する。
- 5 企画提案書の提出
- (1) 提出書類
本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要な書類を期限までに提出すること。
ア 企画提案書(「6 企画提案書について」を参照)
イ 配置予定技術者経歴書(様式4)
ウ 提案見積書(様式5-1)
エ 費用内訳書(様式5-2)
オ 結果通知発送用等の返信用封筒(2枚)(宛名記入、切手貼付)
- (2) 提出部数 各10部(原本1部、副本(コピー可)9部)(オを除く。)
※企画提案書については、CD-R又はDVD-Rを用いて電子データを合わせて提出すること。
- (3) 提出期限 令和5年5月26日(金)午後5時まで
- (4) 提出場所 「13問合せ先」のとおり
- (5) 提出方法 持参又は郵送によること(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)
- 6 企画提案書について
- (1) 企画提案書の概要
仕様書に記載する業務内容をより効果的に達成するための提案を行うもの。
- (2) 形式
用紙はA4判又はA3判折り込みとし、任意様式とする。
- (3) 企画提案書の構成
企画提案書は、実現性、具体性、効果性に留意し、別紙1「仕様書」に基づき、次の事項を記載すること。
ア 仕様書中「4. 業務の詳細」の(1)～(3)について、記載内容を具現化するための具体的な調査項目・計画内容・調査実施方法等並びに当該プロジェクトの次年度以降の展開イメージを具体的に記述すること。
イ 仕様書に記載されていないが、本市に有益と思われる独自提案があれば記載すること。
- (4) その他
業務提案書において別途費用を必要とする内容がある場合には、必ずその旨を明記し、概算費用を提示すること。明示のない場合又は不明確な場合は、提案見積金額内とする。
- 7 質疑応答等
参加申込書及び企画提案書の提出について質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。質疑に対する回答は、参加表明書を提出している全ての者に対し、随時電子メール又はファクシミリにより回答する。
なお、以下の提出期間後の質疑には応じないので、留意すること。
- (1) 提出書類 質疑書(様式6)
- (2) 提出期間 令和5年4月26日(水)から令和5年5月17日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- (3) 提出方法 電話連絡の上、電子メール又はファクシミリにより提出
- (4) 提出場所 「13問合せ先」のとおり
- 8 事業者の選定
- (1) 審査・選定方法

提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、別紙2「審査基準」に基づき審査を行い、最も高い評価を得たものを優先交渉権者として選定する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

- ア 業務提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを順次個別に行う。
- イ 各提案者へのプレゼンテーション等については、ZOOMを使用して実施する。
- ウ 各提案者へのプレゼンテーション等の説明者は5名以内とする。
- エ プレゼンテーション等の実施日時については、参加資格審査通知書により通知する。
- オ ZOOMのURL、ログインID及びパスコードについては、別途、電子メールにて連絡する。

(3) 審査結果の通知

- 審査結果は、全ての者に対し書面により通知する。
- なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めない。

9 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

選定した優先交渉権者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、速やかに契約を締結する。なお、合意しなかった場合は、次順位の事業者を新たな交渉権者として協議を行う。

(2) 支払条件

業務完了時の一括払いとする。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないことが発覚した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 他の参加者と提案内容などについて相談を行った場合
- (5) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合

11 留意事項

本業務に参加するに当たり、次の事項に留意すること。

- (1) 提出された企画提案書などは返却しない。
- (2) 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類は、宮津市情報公開条例及び宮津市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、又は使用することはできない。

12 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりである。

内 容	日 程
参加資格審査	令和5年4月26日（水）から 令和5年5月10日（水）午後5時まで

質疑書の提出	令和5年5月17日（水）午後5時まで
企画提案書等の提出	令和5年5月26日（金）午後5時まで
プレゼンテーション等	令和5年6月6日（火）（予定） （正式日時は企画提案書等の提出後に通知）
審査結果の通知	令和5年6月7日（水）（予定）
契約締結	令和5年6月14日（水）（予定）

13 問合せ先

宮津市 市民環境部 市民環境課 環境衛生係
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1（本館1階）
【TEL】0772-45-1617
【FAX】0772-25-1691
【e-mail】 eisei@city.miyazu.kyoto.jp

水 道 企 業

《告 示》

宮津市上下水道告示第4号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

令和5年4月21日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮水道指定第S23150号

- (1) 名 称 有限会社トネット
- (2) 所 在 地 宮津市字本町1006番地
- (3) 代 表 者 代表取締役 戸 田 恒 也
- (4) 指 定 年 月 日 令和5年4月21日
- (5) 指 定 の 有 効 期 限 令和10年4月20日

教 育 委 員 会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第9号

令和5年第6回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年4月17日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和5年4月20日（木）午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選 挙 管 理 委 員 会

宮津市選挙管理委員会告示第17号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和5年4月6日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	<省略>	宮崎茂樹	<省略>	白岩由香子
「2」	「	河原亜紀子	「	中村理恵子
「3」	「	横谷宏明	「	小池康文
「4」	「	廣瀬政夫	「	森山英樹
「5」	「	大上仁志	「	松本隆幸
「6」	「	河原哲也	「	瀬野理砂
「7」	「	小牧美忠	「	大和陽三
「8」	「	早川善朗	「	上高ゆみ
「9」	「	中嶋章夫	「	谷口博美
「10」	「	永濱敏之	「	矢野由美子
「11」	「	土井和久	「	田野博司
「12」	「	橋本一郎	「	橋本和実
「13」	「	河合隆太	「	小谷陽介
「14」	「	森口英一	「	福田啓介
「15」	「	大井良竜	「	石川由美
「16」	「	山根洋行	「	内藤進介
「17」	「	永濱智恵美	「	北垣裕樹
「18」	「	吉田典彦	「	徳澤雅仁
「19」	「	長澤嘉之	「	大塚由晃
「20」	「	居村真	「	柴山健太郎
「21」	「	前田繁	「	岩佐信子
「22」	「	松崎正樹	「 田原	中村善之
「23」	与謝野町字算所	松島義孝	「 波路	谷口宏幸
「24」	宮津市字宮村	辻村範一	「 岩ヶ鼻	黄前佳之

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第18号

令和5年3月31日付け宮津市選挙管理委員会告示第11号で告示した令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における開票の時刻は15分繰り上げ午後8時45分とする。

令和5年4月9日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第19号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月26日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

令和4年度選挙人名簿閲覧状況

閲覧年月日	閲覧申出者氏名	法人の閲覧申出者の主たる事務所の所在地	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和4年 9月28日	株式会社東京商工リサーチ京都支店 支店長 南 裕孝	京都市下京区四 条通新町東入ル 月鉾町62	調査研究	漁師、万町
令和4年 10月5日	朝日新聞東京本社 社長 中村 史郎	東京都中央区 築地5-3-2	調査研究	本町、魚屋、鶴賀
令和4年 10月20日	株式会社サーベイリサーチセンター 大阪事務所長 中村 光明	大阪府大阪市北 区天満橋1-8-30	調査研究	今福、小田宿野、 京街道、島陰、外 側、長江、日吉、 柳縄手
令和5年 2月13日	日本共産党 与謝地区委員会 野村生八	—	選挙運動	全有権者

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第20号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間における在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月26日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

公職選挙法第30条の12において準用する第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第6号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和5年4月6日

宮津市農業委員会

会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和5年4月13日(木) 午前9時30分
- 2 場 所 みやづ歴史の館(宮津市中央公民館) 3階大会議室
- 3 議 題
 - 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に係る意見について
 - 議案第12号 非農地証明交付申請の承認について
 - 議案第13号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
 - 議案第14号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について